

申請者名称の入力(前株・後株共に使わない方法)

オンライン申請の会社名入力で「●●株式会社▲▲支店」「■■有限公司▼▼事業所」のように、いわゆる“前株又は後株”を使わずに行う必要がある場合の入力方法について、問合せを複数頂いておりますので、以下お知らせします。

【入力例】北海道開発運輸 株式会社 札幌支店（株式会社の前後に名称が入る）

申請書入力（新規）

申請書情報を入力してください。

申請日 令和7年6月13日
 通行開始日 令和7年6月14日 通行終了日 令和9年6月13日

申請者
 法人区分等 選択してください
 会社名・氏名（漢字）必須 選択してください 札幌支店 ※株式会社などの法人区分等は
 会社名・氏名（カナ）必須 株式会社○○ サッポロシテン 入力を省略して下さい。
 代表者名（漢字）必須 ○○株式会社
 代表者名（カナ）必須 ○○有限会社
 郵便番号必須 ○○-○○-○○ 住所自動設定

①申請書入力画面で「申請者 法人区分等」欄のプルダウンを表示し、一番下の「**その他（なし）**」を選びます。

申請書入力（新規）

申請書情報を入力してください。

申請日 令和7年6月13日
 通行開始日 令和7年7月14日 通行終了日 令和9年7月13日

申請者
 法人区分等 その他（なし）
 会社名・氏名（漢字）必須 北海道開発運輸株式会社札幌支店 ※株式会社などの法人区分等は
 会社名・氏名（カナ）必須 ホッカイドウカイハツウシユ（カブ） サッポロシテン 入力を省略して下さい。
 代表者名（漢字）必須 氏 札幌 花子
 代表者名（カナ）必須 氏 サッケン 八ナコ
 郵便番号必須 060-8506 住所自動設定
 住所（都道府県）必須 北海道 ※住所は漢字で入力して下さい。
 住所（市区町村）必須 札幌市中央区 郵便番号自動設定
 住所（丁目番地）必須 北2条西19丁目
 住所（ビル名） 札幌開発総合庁舎
 電話番号必須 011-611-0313

②「**会社名・氏名**」の漢字カナ欄両方を株式会社を省略せず全て記入します。

※欄外の注記事項は無視してください

* 記入例では、カナ部分の文字数上限により、「株式会社」部分を（カブ）と略しています

様式第一

受付番号

特殊車両通行許可認定 申請書（新規）

道路管理者 北海道開発局長 殿 令和7年6月13日

通行開始年月日 令和7年7月14日
 通行終了年月日 令和9年7月13日

〒060-8506
 住所 北海道札幌市中央区北2条西19丁目札幌開発総合庁舎

会社名・氏名 北海道開発運輸株式会社札幌支店

代表者名 札幌 花子 TEL 011-611-0313
 担当者名 特車太郎 TEL 011-611-0313
 事業区分 区域

車種区分	一般セミトレーラ（バ型）
車両番号等	車名及び型式
札幌100-9999 他 0台	UDトラックス
	QPG-GK5XAD
札幌100-9999 他 0台	フルハーブ
	DFPT241BN

積載貨物	幅	高さ	長さ
	cm	cm	cm
品名			

③入力完了です。

Gマーク認定事業所に係る「特殊車両通行許可の有効期間の延長」の適用を受ける場合、申請者氏名を「安全性優良事業所認定証」の事業所名と一致させる必要があります。

また、手数料の納付に係る宛先確認等で必要となりますので、支店名・事業所名等の入力にご留意ください。（行政書士の代理申請で会社名の誤りが増えていますので注意！）

国道の直進に係る「通行不可」エラー表示解消について

令和7年4月24日の道路データ（道路情報便覧）追加に伴い、全国の交差点で直進にも関わらず、経路判定で「通行不可」と表示される不具合が生じており、道内の国道においても、以下6箇所の交差点で発生しています。

★道内の国道におけるエラー発生箇所（6箇所）

	国道名	エラー箇所の住所地先	便覧交差点番号
1	国道12号	札幌市白石区中央2条3丁目1	6441438609
2	国道12号	札幌市白石区本通16丁目北12	6441438663
3	国道36号	札幌市中央区南5条東4丁目7	6441426251
4	国道230号	札幌市中央区北1条西8丁目35	6441422736
5	国道230号	札幌市中央区南2条西11丁目328	6441425616
6	国道230号	札幌市白石区本通16丁目北7	6441433850

**6月24日（火）修正により、
現在は6箇所全てのエラーが
解消されております。**

**これまでの間、ご不便をお掛けし
誠に申し訳ございませんでした。**



※申請書提出前の簡易算定での表示内容（C・D条件及び個別審査箇所一覧）

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復 区分	名称 (交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名
交差点	通行不可	北海道開発局 札幌開発建設部	一般国道 36号線	南五条東4丁目7	往	#6441426251	-	-

当該交差点進入禁止（一般国道 36号線から一般国道 36号線への折進）

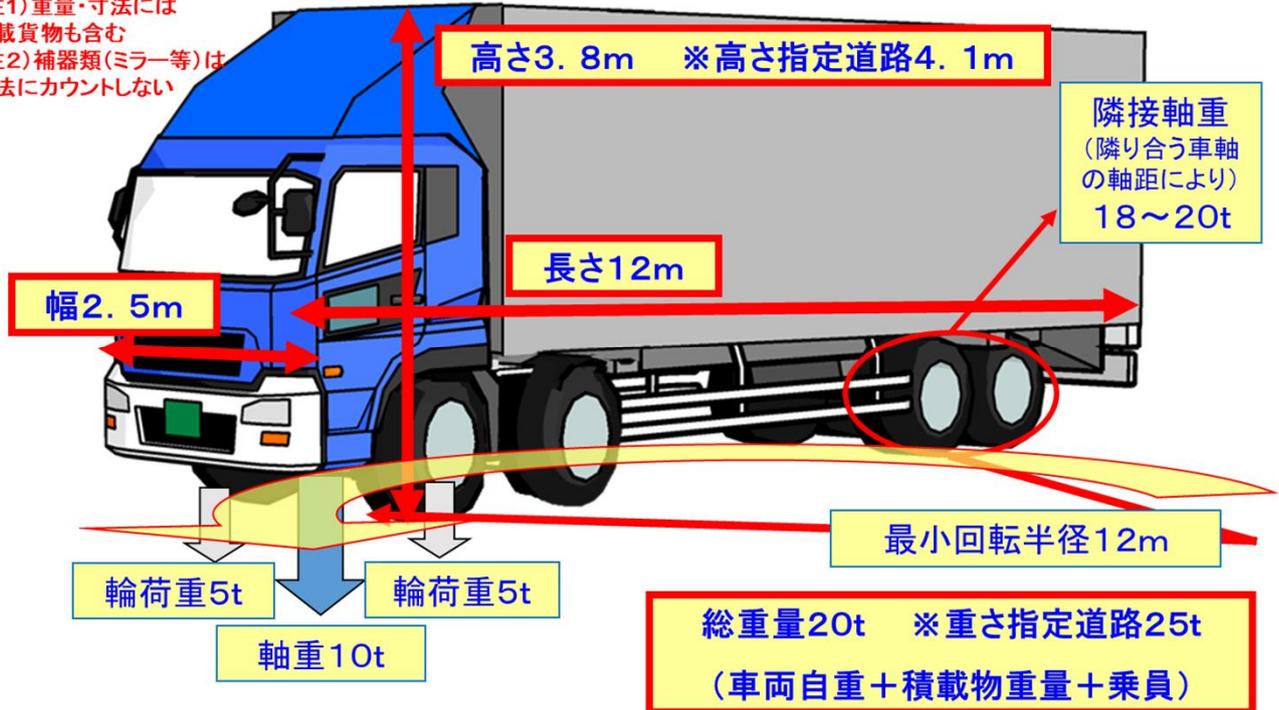
【左から】障害種別=交差点 条件=通行不可 路線名称・地先名・名称（交差点又は構造物）=上表のとおり
直進にも関わらず「当該交差点進入禁止（一般国道 36号から一般国道 36号への折進）」と記載

上記分はデータの誤りによるものであり、審査の際も直線通行と判定して処理します。そのまますべての通行経路として申請頂いて構いません。（後日修正予定）
大変ご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R7.4.1時点)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局(関東地方整備局内: 土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要!】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です!】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト
特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て) 特車登録センター

特車登録センター((一財)道路新産業開発機構(HIDO))※  一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30) ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948(トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です!】